

時事ニュース

令和2年4月1日より「配偶者居住権」の制度が施行されました

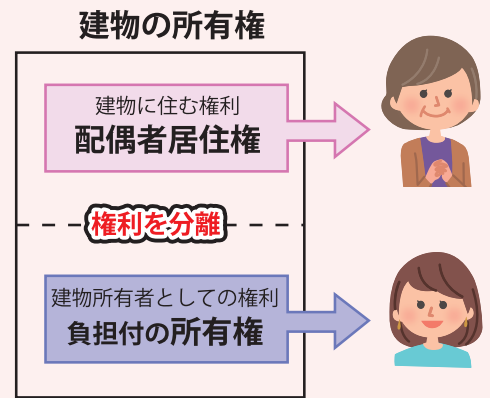
社会の高齢化が進んで平均寿命が延び、社会環境の変化への対応を図るために、令和元年7月、およそ40年ぶりに相続法が改正されました。その改正の「目玉」とも言われるのが「配偶者居住権」の制度の新設です。
 (注) 令和2年3月31日以前に発生した相続については適用されません。

配偶者居住権とは、例えば夫が亡くなった場合、妻が、夫と共に住んでいた家(夫所有あるいは夫婦共有の建物)に、夫の死後も引き続き無償で居住できる権利であり、夫の遺言や夫の法定相続人間の遺産分割協議等によって取得することができます。(※妻を亡くした場合の夫にも適用されます。)

これまでの相続では、自宅建物の所有権(負担のない所有権)を誰が取得するか決めて相続する方法しかなかったのですが、今回の法改正により、所有権を「配偶者居住権の設定された負担付の所有権」と「配偶者居住権」とに分離して、それぞれ別の相続人が取得できるようになりました。配偶者居住権を有する配偶者は、第三者に居住権そのものを譲渡したり、建物所有者に無断で第三者に建物を貸したりすることはできませんが、配偶者居住権の価値は、所有権(負担のない所有権)の価値よりも低く評価されるため、遺産分割の場面において、自宅に住む権利を確保しつつ、預貯金など他の遺産をより多く取得しやすくなるメリットがあります。また、配偶者居住権を登記しておけば、建物所有者が第三者に建物を譲渡したとしても、取得した第三者に対して居住権を主張して建物に住み続けることができます。

そして、配偶者居住権は、予め定めた期間(残された妻が亡くなるまでの期間、あるいは任意に設定した期間)が経過した後は消滅して、負担付の所有権を有していた所有者は、負担のない完全な所有権を取得します。そのため、将来、妻が亡くなった際に建物の所有権をめぐる二次紛争を防止することができ、残された相続人間の感情的な対立を和らげる効果も期待できると考えられるので有効に活用したい制度です。

遺言書の作成や遺産分割協議において、配偶者居住権制度の利用を検討されている方は、ぜひ一度ご相談ください。



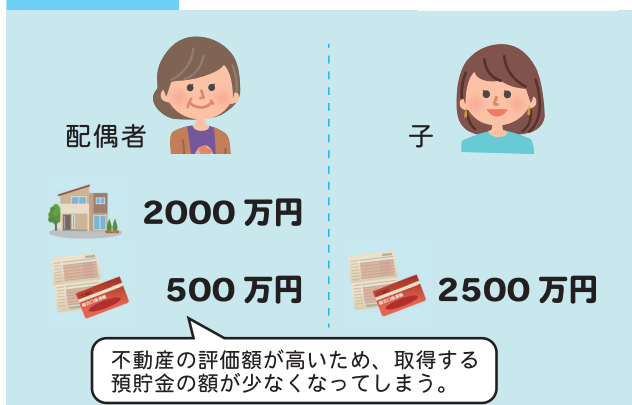
◆ 配偶者居住権の制度を利用した遺産分割のイメージ ◆



自宅不動産 2000万円
 預貯金 3000万円

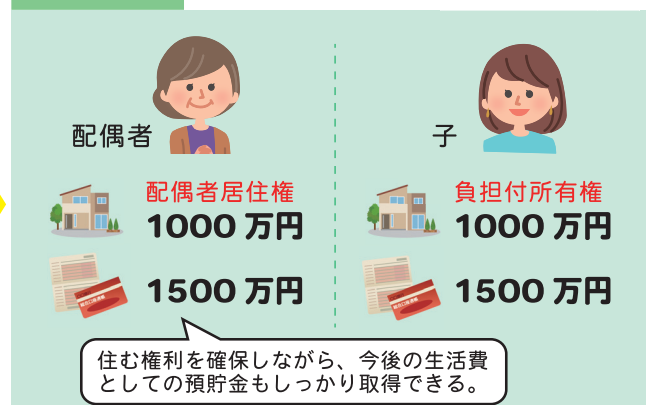
合計 5000万円の遺産を
 配偶者と子1人が法定相続分割合で
 2500万円ずつ相続する場合

改正前



改正後

※ 本例では配偶者居住権の評価額を1000万円と仮定しています。



※ 配偶者居住権の設定登記の際に法務局に納める登録免許税額は、建物の固定資産税評価額の0.2%相当額です。(建物の固定資産税評価額が1000万円の場合、登録免許税額は2万円です。) なお、配偶者居住権の設定登記を行うには、前提として相続等を原因として所有権移転登記を行う必要があります。

私達がご対応させていただきます!!



狭山事務所代表

司法書士・行政書士

わき ひろき
脇 博喜

昭和56年生まれ 東京都出身

こんにちは、司法書士の脇博喜です。
私が代表を務める狭山事務所は、2019年6月に開設、
2020年4月からスタッフ8人体制となりました。狭
山市を中心に、所沢市、入間市、飯能市など近接する
地域のお客様から広くご相談をいただいております。
川越事務所ともども、宜しくお願い致します。



司法書士5名、スタッフ11名 (2020年3月末時点)

Q. 司法書士を目指したきっかけは？

大学が法学部だったので法律に携わる職業に就きたいと思っており、また、すぐ社会に出て働きたいと考えていました。その中で、短期合格を狙えて、かつ資格取得後すぐに仕事ができる独立も可能な資格が司法書士でした。

大学4年生の時に初めて受験しましたが不合格で、その時、早くに公認会計士試験に合格した親友から「次の1年死ぬ気でやるか、それともダラダラずっと勉強するか」と言われ、心が決まりました。それからは朝から晩までただただ勉強していました。

1年後、合格発表を目にした時は、目の前の景色が明るくなるような気持ちでした。

Q. 事務所の目標はなんですか？

存在感のある事務所をつかっていきたいです。

地域の方に、身近に法的サービスが受けられるところがあると認知していただくとともに、サービスの内容・種類・質、相談対応件数、スタッフ数など、事務所としての規模すべてにおいて地域でナンバーワンの事務所を目指していきます。

Q. 趣味はなんですか？

妻の買い物に付き合ったり、子どもに遊んでもらったり、たまに学生時代の友人たちと草野球をしたりして過ごしています。買い物はもっぱら近くのスーパーに行くことが多く、そのついでに近所の公園をぶらぶら散歩したりして、気持ちをリフレッシュしています。最近では運動不足解消のため、妻の指導の下、自宅でヨガに勤んでおり、自分の身体の硬さとスタミナの無さを痛感しています。子どもはハイハイやつかまり立ちもし始めて、日々の成長を見ていると「お父さんも頑張らない」という気持ちにさせられます。



司法書士・行政書士
かんべ みつくに
神戸 光邦



司法書士
たに ようせき
谷 揚石



司法書士
たためま こうすけ
藤沼 宏祐



司法書士
ほんだ ひろみ
本多 裕美



川越事務所

〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町29番地1
TEL: 049-238-7047
川越駅西口より 徒歩5分
本川越駅より 徒歩10分

狭山事務所

〒350-1305
埼玉県狭山市入間川1丁目20番16号
TEL: 04-2954-2106
狭山市駅西口より 徒歩5分
狭山市役所うら 徒歩30秒

パートナーズグループ
総合サイト



狭山事務所
OPEN

こんな相談ごとがありましたら、お気軽にお問合せください



相続手続き

- ・土地建物の名義変更
- ・預金の払戻し
- ・株の名義変更 など



会社・法人登記

- ・設立
- ・増資/減資
- ・合併
- ・役員変更
- ・本店移転
- ・解散



成年後見 / 任意後見

- ・成年後見申立書の作成
- ・任意後見契約のサポート
- ・死後事務委任契約のサポート



不動産登記

- ・生前贈与
- ・土地建物の売買
- ・抵当権など担保権の抹消



遺言書

- ・遺言書の作成
- ・遺言書の書き直し
- ・故人の遺言書を見つけた



PARTNERS GROUP

パートナーズ司法書士法人
パートナーズ行政書士法人